(様式１)

共同研究申請書（例）

令和　年　月　日

独立行政法人労働者健康安全機構　労働安全衛生総合研究所

所長　　 　　　　　　殿

（所在地）

（会社名）

（代表者名）　　　　　　　　　印

独立行政法人労働者健康安全機構　労働安全衛生総合研究所共同研究規程に基づき、貴所との共同研究を実施したいので、下記のとおり申請します。

記

１　共同研究の課題名 ○○に関する研究

２　研究目的　 ○○事故が多発している◆◆の爆発危険性について、その危険度を判定するためのデータを取得して、○○事故防止のための基礎資料を作成する。

３　研究概要　　◆◆の爆発危険性について、△△手法を用いた爆発試験を実施して、そのデータを分析して危険性を定量的に評価する。

　　研究項目　 （１）△△手法の開発

（２）爆発実験の実施

（３）実験データの分析

（４）爆発危険性の総合的判定

　　期待される効果 弊社が有する基礎データと貴所開発の手法を活用することにより，効果的かつ迅速な分析が可能となり，早期に有益な評価結果が得られる。

４　研究実施期間 開始　　令和　年　月　日

終了　　令和　年　月　日

５　主たる研究実施場所　　 労働安全衛生総合研究所◇◇実験棟内

□□□会社□□研究室内

６　研究分担 研究項目（１）、（２）及び（４）は労働安全衛生総合研究所担当

研究項目（２）、（３）及び（４）は□□□会社担当

７　研究経費の分担 　　　共同研究実施に要する経費の分担は共同研究実施計画書による。

８　研究担当代表者 □□□会社△△△△部　◇◇◇◇

労働安全衛生総合研究所○○安全研究グループ　▲▲研究員

９　その他

以上

(様式2)

共同研究実施計画書（例）

令和　年　月　日

１　本実施計画書の適用期間

　　　 令和　　　年　　　月　　　日　～　令和　　　年　　　月　　　日

２　共同研究項目・内容及び分担

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 研究項目 | 研究内容 | 労働安全衛生総合研究所 | □□□  会社 |
| 令和　年度  (1)△△手法の開発    (2)爆発実験の実施 | ◆◆の分析を行うための試験方法について検討し、最適な△△手法を開発する。  △△手法による◆◆の爆発実験を行い、基礎データを取得する。 | ○  ○ | ○ |
| 令和　年度  (3)実験データの分析    (4)爆発危険性の総合的判定 | 実験で得られた基礎データを□□分析手法に基づいて解析して、爆発危険限界を調べる。  実験データの分析結果から総合的に判断して、◆◆の爆発危険性を評価すると共に、爆発防止対策についても検討を行う。 | ○ | ○  ○ |

３　共同研究の年次計画

(4)爆発危険性の総合的判定

令和　年度

令和　年度

(1)△△手法の開発

(2)爆発実験の実施

(3)実験データの分析

４　共同研究に参加する研究員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所属機関名 | 氏　　名 | 役　　職　　名 |
| 労働安全衛生総合研究所  □□□会社 |  |  |

５　共同研究に使用する施設・主要な装置及び持ち込む主な実験装置等

|  |  |
| --- | --- |
| 所属機関名 | 実験装置等の名称 |
| 労働安全衛生総合研究所  □□□会社 |  |

６．経費の分担

|  |  |
| --- | --- |
| 所属機関名 | 経費項目と予定金額 |
| 労働安全衛生総合研究所 | 実験施設・機器等の使用に係る経費　　　500,000円  （既存研究課題「○○」より支出予定，又は新規） |
| □□□会社 | 実験用材料費　　300,000円  試作費　　　　　200,000円 |

７．共同研究の実施場所

東京都清瀬市梅園１−４−６　　独立行政法人労働者健康安全機構

労働安全衛生総合研究所

　　　 □□□会社 (様式3)

共同研究協定書（案）

令和　　年　　月　　日付をもって申請のあった共同研究申請について、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所(以下「甲」という。)と　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)は、次の条項により共同研究に関する協定を締結する。

(共同研究)

第１条　甲及び乙は、次に規定する研究を共同で実施する。

一　共同研究の課題名：

二　共同研究の目的及び概要：

三　共同研究を実施する主たる場所：

四　共同研究の実施期間：令和　年　月　日～令和　年　月　日

(共同研究の実施)

第２条　研究項目・内容の分担、参加する研究員、使用施設・装置及び持込実験装置、経費の分担及び実施場所等については、共同研究実施計画書のとおりとする。

(共同研究の変更)

第３条　第２条に規定する実施内容を変更しようとする場合は、甲乙協議の上、変更するものとする。

(共同研究の中止)

第４条　共同研究の実施期間中において、甲又は乙の業務上の都合又は天災その他やむを得ない事由が生じたため、共同研究を継続することが困難となった場合は、甲乙協議の上、共同研究を中止することができる。

(共同研究の管理)

第５条　本共同研究は、甲が総括的に管理するものとする。

(実験装置の持ち込み等)

第６条　甲又は乙は、共同研究を行うに当たり必要な場合は、協議の上、共同研究の相手方（以下「他方」という。）が装置等を持ち込むこと、又は他方の実験施設等を利用することができる。

２　甲及び乙は、共同研究を行うに当たって必要な設備装置等を他方の実施場所に持ち込む場合は、搬入、取り付け、取りはずし及び撤去に要する費用等についてあらかじめ相互で協議するものとする。

(特許出願)

第７条　甲に属する研究担当者と乙に属する研究担当者が共同研究の結果、発明を行った場合、事前に当該発明を行った研究担当者の属する当事者間で共同出願又は単独出願の区別、特許の持分等の協議を行った上、特許出願を行うことができる。

２　前項の特許出願のうち共同出願に当たっては、出願契約を締結するものとする。

(実施権)

第８条　甲に所属する担当研究者が共同研究に随伴して発明したときは、特許を受ける権利及び当該権利に基づく特許権は、甲が継承し、乙と共有するものとする。

２　甲又は乙は、第７条２項に規定する共同出願につき、甲及び乙に承継された特許を受ける権利又はこれに基づき出願若しくは取得した特許（以下「権利等」という。）を、乙又は甲若しくは乙が指定する者が優先的に実施することが公共の利益を損なう恐れがないと認められる場合、乙又は甲若しくは乙が指定する者に限り、共同研究終了の日から３年間を超えない範囲内において別途協議した期間について、優先的に実施させることができる。

２　甲又は乙は、前項により権利等の実施を許諾した場合において、許諾の日から１年を経過した後も正当な理由なく実施しないときは、甲乙協議の上、乙並びに甲若しくは乙が指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し、当該権利等の実施を許諾することができる。

３　乙は、特許法７３条３項の規定において甲より同意を求められた場合、同意することにより公共の利益を損なうおそれがあると認められる場合を除き、甲より求められた同意に協力するものとする。

４　甲は、甲に帰属した特許権等の一部又は全部を乙に譲渡することができる。

５　第１項から前項までの規定は、次の権利について準用する。

一　実用新案権及び実用新案登録を受ける権利

二　意匠権及び意匠登録を受ける権利

三　半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和６０年法律第４３号)に規定する回路配置利用権及び回路配置利用権の設定を受ける権利

四　種苗法(昭和２２年法律第１１５号)第１２条の５第１項各号に掲げる行為をする権利及び同法第１１条に規定する品種登録を受ける権利

五　著作権法(昭和４５年法律第４８号)第２条によって規定された著作物であって、甲及び乙が特に指定するものに係る同法第２１条から第２８条までに規定する権利

六　第一号から前号までに掲げる権利の対象とならない技術・情報のうち秘匿することが可能で財産的価値があるものであって、甲及び乙が特に指定するものを使用する権利

(実施料)

第９条　甲又は乙は、共有に係る権利等を実施しようとするときは、他方の許諾を得た後、別に実施契約で定める実施料について他方と協議しなければならない。

２　共有に係る権利等について甲若しくは乙の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、当該権利等にかかる持分に応じ、甲及び乙に帰属するものとする。

（成果の取扱い）

第１０条　甲及び乙は、共同研究の成果を報告書にとりまとめるものとし、共同研究の成果について必要があれば詳細な資料を相互に交換するものとする。

（成果の発表）

第１１条　甲又は乙は、研究実施期間において研究の計画、実施状況、成果等を第三者に知らせようとするときは、あらかじめ相互の承認を得るものとする。

２　前項において、甲が学術的意図に基づき学会、学会誌等に発表しないことが公共の利益を損なうと認められる場合、乙は、これを拒んではならない

（守秘義務）

第１２条　甲又は乙は、共同研究の実施に伴って知り得た他方の機密に属する事項を第三者に漏らしてはならない。ただし、その機密の保持が公共の利益を著しく損なうと認められる場合は、甲は当該共同研究に関して知得した機密に関する事項を公表することができる。

（協定書の変更）

第１３条　甲又は乙は自己の業務上の都合等により、協定書に記載された内容を変更する必要が生じたときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

(人員の派遣)

第１４条　甲及び乙は、この共同研究の実施に当たり、研究担当者又は研究補助者を相互に派遣できる。なお、研究補助者に係る雇用上の義務は、当該研究補助者が所属する甲又は乙が負担するものとする。

（災害時の取扱い）

第１５条　本共同研究遂行に際し、発生した事故により甲若しくは乙に雇用されている労働者が被災した場合、その被災者に対する関する補償は、その原因が相手方の故意又は重大な過失による場合、又は甲若しくは乙が注意事項・危険性に関する事項の相手方への事前通知を怠った場合を除き、当該被災者を雇用する事業者が負担するものとする。

２　前項に規定する労働者以外の者が被災した場合の補償は、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の解除）

第１６条　甲又は乙は、他方がこの協定に違反したときは期日を定めて是正を勧告した上、改善されない場合は協定を解除することができる。

（損害賠償）

第１７条　甲又は乙は、この協定に違反によって損害を受けた場合は、他方に損害賠償を請求することができる。

２　甲又は乙は、第６条の規定により他方に持ち込んだ設備装置等若しくは他方の研究担当者が使用した所有設備装置等が滅失し若しくはき損したことによる損害を受けた場合、又は当該設備装置等を使用した研究担当者による故意又は重大な過失に基づく損害を受けた場合を除き、相手方に賠償を請求しないものとする。

（管轄裁判所）

第１８条　この契約に関し甲乙間に紛争が生じた場合は、双方の誠意をもって解決を図るものとする。

２　この契約に関して甲乙間に裁判上の紛争が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とする。

（補則）

第１９条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

　上記協定書の締結を証するため、この証書２通を作成し、双方記名押印のうえ各１通を保存するものとする。

令和　年　月　日

甲　　　　　　東京都清瀬市梅園一丁目４−６

　　　　　　　独立行政法人労働者健康安全機構

労働安全衛生総合研究所

所長　　　　　　　　　　印

乙

　　印